令和８年度低濃度 PCB 廃棄物（旧第三工場分）
収集・運搬及び処分業務委託

（収集・運搬編）

仕　様　書

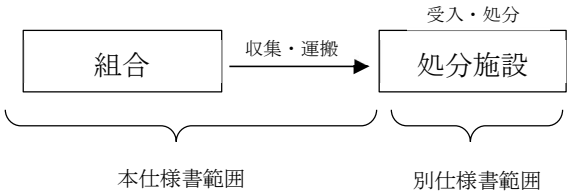
東大阪都市清掃施設組合

１．業務名

令和８年度低濃度 PCB 廃棄物（旧第三工場分）収集・運搬及び処分業務委託　（収集・運搬編）

２．業務の内容

本業務は、東大阪都市清掃施設組合で保管している低濃度 PCB 廃棄物（トランス油）を関係法令等に基づき、安全かつ適正に保管場所から処分施設へ収集・運搬するもの。



３．業務場所

大阪府東大阪市水走四丁目６番２５号
東大阪都市清掃施設組合　第四工場

４．業務委託期間

契約締結日から令和９年３月３１日まで

５．業務対象となる PCB 廃棄物

低濃度 PCB 廃棄物（特別管理産業廃棄物）
①：トランス油（一斗缶６缶）
②：①の成分分析で発生した油採取器具

低濃度 PCB 廃棄物一覧表

内容	製造メーカ	総重量	油量	製造年月	製造番号	PCB 濃度
トランス油	大協石油(株)	108kg	108L（18L 一斗缶×6 缶）	不明	不明	1.8 mg/kg (分析年月日 ：R8.6.18)
油採取器具		0.1kg				1.8 mg/kg

※１　重量は保管状況による概算であり、若干の増減を含むものとする。
※２　PCB 濃度は一斗缶それぞれからサンプルを採取し混合した結果です。

６．保管場所

第四工場３Ｆ　換気ファン室Ａ

７．関係法令等の順守

収集・運搬の遂行にあたって下記の法令等を順守すること。

・廃棄物の処理及び清掃に関する法律【廃棄物処理法】
・ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法【PCB 特別措置法】
・ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画【環境省】
・低濃度 PCB 廃棄物収集・運搬ガイドライン【環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部】
・低濃度 PCB 廃棄物の処理に関するガイドライン－焼却施設－【環境省】
・労働安全衛生法
・消防法、処分施設の地域火災予防条例
・危険物の規制に関する政令、危険物の規制に関する規則【総務省】
・道路法、道路運送車両法、道路交通法
・その他関係法令、規則、基準等

８．仕様書の適用・疑義

業務実施に当たっては、法令、仕様書に基づくものとするが、仕様書の内容に誤り、疑義がある場合、若しくは明記のない場合は、直ちに発注者と協議するものとする。

９．受注者の資格要件

本業務の履行にあたっては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条の 4 の第 1 項に基づく特別管理産業廃棄物の収集・運搬業に係る都道府県知事の許可」を有すること。

10．受注者の責任

受注者は、本業務を法令及び本仕様書に基づき適正に履行し、管理する責任を負うこと。なお、本業務の履行中に発生した事故については、受注者が責任を負うこと。

11．再委託の禁止

本業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請負わせてはならない。

12．官公署等への手続き

本業務に必要な官公署その他に対する手続き及び届出は受注者が遅滞なく行い、費用は受注者負担とする。

13. 提出書類

（１）契約時（可能な限り速やかに提出のこと）

・着手届

・管理責任者届（業務全般を管理する者　※経歴書、保険証等の写しを添付のこと。）

・業務工程表

・特別管理産業廃棄物収集・運搬業の許可証の写し

（２）業務中

・打合せ記録

・業務計画書（運搬・運行計画、安全管理体制、緊急時体制等）

・安全管理責任者（収集・運搬）及び運行管理責任者届

（３）完了時

・業務報告書　２部（特別管理産業廃棄物管理票【Ｂ２】（電子マニフェストを利用する場合は、運搬完了を確認できる帳票）、各工程写真含む）

・完了届

14. 特記事項

（１）事前確認について

PCB 廃棄物の保管状況は添付資料１のとおり。なお、入札手続き前に、事前連絡のうえ、現地確認も可能とする。

（２）廃棄物処理法に基づく通知について

廃棄物処理法施行令第６条の６第１項に基づき、契約前に委託業者へ文書で通知することとなっている特別管理産業廃棄物通知文書については、当該仕様書によるものとする。

（３）運搬用車両への積込みについて

運搬用車両の仕様、積込み方法及び積込み日等について、発注者と事前に調整すること。

（４）立会について

第四工場より積込み・搬出時に、特別管理産業廃棄物管理責任者（またはその代行者）の立会確認を行う。

（５）積替え・保管について

原則として積替え・保管を行わず処分施設へ直送すること。やむを得ず積替え・保管を行う場合は、「低濃度 PCB 廃棄物収集・運搬ガイドライン」に基づき、適切に保管及び管理すること。

令和８年度低濃度 PCB 廃棄物（旧第三工場分）
収集・運搬及び処分業務委託

（処分編）

仕　様　書

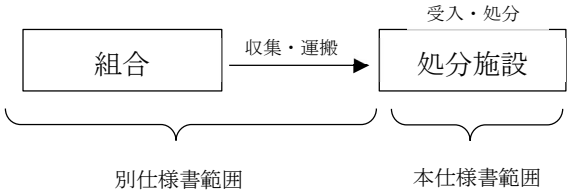
東大阪都市清掃施設組合

１．業務名

令和８年度低濃度 PCB 廃棄物（旧第三工場分）収集・運搬及び処分業務委託　（処分編）

２．業務の内容

本業務は、東大阪都市清掃施設組合で保管している低濃度 PCB 廃棄物（トランス油）を関係法令等に基づき、安全かつ適正に処分するもの。



３．業務場所

受託業者の処分施設

４．業務委託期間

契約締結日から令和９年３月３１日まで

５．業務対象となる PCB 廃棄物

低濃度 PCB 廃棄物（特別管理産業廃棄物）

①：トランス油（一斗缶６缶）

②：①の成分分析で発生した油採取器具

低濃度 PCB 廃棄物一覧表

内容	製造メーカ	総重量	油量	製造年月	製造番号	PCB 濃度
トランス油	大協石油(株)	108kg	108L（18L 一斗缶×6 缶）	不明	不明	1.8 mg/kg (分析年月日 ：R8.6.18)
油採取器具		0.1kg				1.8 mg/kg

※１　重量は保管状況による概算であり、若干の増減を含むものとする。

※２　PCB 濃度は一斗缶それぞれからサンプルを採取し混合した結果です。

６．保管場所

第四工場３Ｆ　換気ファン室Ａ

７．関係法令等の順守

収集・運搬の遂行にあたって下記の法令等を順守すること。

・廃棄物の処理及び清掃に関する法律【廃棄物処理法】
・ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法【PCB 特別措置法】
・ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画【環境省】
・低濃度 PCB 廃棄物収集・運搬ガイドライン【環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部】
・低濃度 PCB 廃棄物の処理に関するガイドライン－焼却施設－【環境省】
・労働安全衛生法
・消防法、処分施設の地域火災予防条例
・危険物の規制に関する政令、危険物の規制に関する規則【総務省】
・道路法、道路運送車両法、道路交通法
・その他関係法令、規則、基準等

８．仕様書の適用・疑義

業務実施に当たっては、法令、仕様書に基づくものとするが、仕様書の内容に誤り、疑義がある場合、若しくは明記のない場合は、直ちに発注者と協議するものとする。

９．受注者の資格要件

本業務の履行にあたっては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条の 4 の第 6 項に基づく特別管理産業廃棄物の処分に係る都道府県知事の許可」又は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条の 4 の 4 の第 1 項に基づく無害化処理認定」を有すること。

10．受注者の責任

受注者は、本業務を法令及び本仕様書に基づき適正に履行し、管理する責任を負うこと。なお、本業務の履行中に発生した事故については、受注者が責任を負うこと。

11．再委託の禁止

本業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請負わせてはならない。

12．官公署等への手続き

本業務に必要な官公署その他に対する手続き及び届出は受注者が遅滞なく行い、費用は受注者負担とする。

13. 提出書類

（１）契約時（可能な限り速やかに提出のこと）

・着手届

・管理責任者届（業務全般を管理する者　※経歴書、保険証等の写しを添付のこと。）

・業務工程表

・特別管理産業廃棄物処分業の許可証または認可証の写し

（２）業務中

・打合せ記録

・業務計画書（処分計画、安全管理体制、緊急時体制等）

（３）完了時

・業務報告書　２部（特別管理産業廃棄物管理票【Ｄ、Ｅ】（電子マニフェストを利用する場合は、処理完了を確認できる帳票）、各工程写真含む）

・完了届

14. 特記事項

（１）事前確認について

PCB 廃棄物の保管状況は添付資料１のとおり。なお、入札手続き前に、事前連絡のうえ、現地確認も可能とする。

（２）廃棄物処理法に基づく通知について

廃棄物処理法施行令第６条の６第１項に基づき、契約前に委託業者へ文書で通知することとなっている特別管理産業廃棄物通知文書については、当該仕様書によるものとする。

（３）処分状況について

処分前、処分中及び処分後等の状況写真を報告書に添付すること。

添　付　資　料

添付資料１　PCB 廃棄物保管状況

No. 1

PCB廃棄物保管場所（第四工場3階換気ファン室A）



No. 2

PCB廃棄物保管状況（トランス油：一斗缶6個、採取用スポイト等）



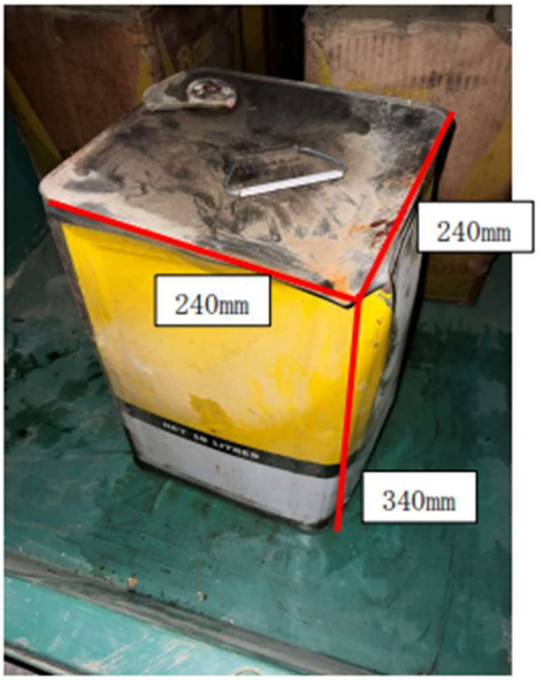
No. 3

PCB廃棄物保管状況シート養生後



No. 4

一斗缶の状態①



No. 5

一斗缶の状態②



No. 6

一斗缶の状態③

